

第 18 節 ライフライン災害予防計画

関係機関	水道部総務課・工務課・浄水課・道路河川課・下水道総務課・下水道工務課・土木管理室・関西電力(株)・大阪ガス(株)・西日本電信電話(株)
------	---

ライフラインに関わる事業者は、地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため平常時から施設、設備の強化と保全に努める。また災害が発生した場合に、迅速かつ確かな応急復旧を行うため、防災体制の整備に努めるものとする。

第 1 上水道

1 計画方針

上水道施設の耐災害性を強化し、災害時の被害を最小限にとどめ、速やかに被害施設の復旧を図ることを目的とする。

2 上水道施設災害予防計画

上水道施設の被害軽減のための諸対策を実施し、災害時の被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講ずる。

- (1) 市水道部の行う配水管整備事業については、日本水道協会制定の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等によって、施設の耐震化を推進する。
- (2) 施設の耐震性及び供給体制等について、施設等の総合的な点検検討を行い、その結果に基づいて必要な施設等の整備増強を図る。
- (3) 浄水場・配水池容量の増強、管路の多重化（連絡管等の整備）、水源の複数化等バックアップ機能を強化する。
- (4) 常時監視及び巡回点検を実施し、施設設備の維持保全に努める。
- (5) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

3 応急復旧体制の強化

- (1) 施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うための情報通信システム（水道情報通信ネットワーク）を整備する。
- (2) 管路の多重化等によりバックアップ機能を強化する。
- (3) 関係機関との協力体制を整備する。
- (4) 応急復旧マニュアル等を整備する。
- (5) 管路図等の管理体制を整備する。

4 災害対策用資機材の整備、点検

応急復旧用資機材の備蓄及びその情報交換並びに調達体制の確保、整備を行う。

5 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

6 相互応援体制の整備

上水道においては、迅速な復旧活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、府と協力して大阪府水道震災対策中央本部体制を整備する。

第2 下水道

1 計画方針

災害時における被害の拡大防止、衛生的な生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

2 下水道施設災害予防計画

災害による下水道施設の被害を最小限にとどめ、雨水、汚水の迅速な排除により低地域の浸水等を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 下水道施設の整備
- (2) 老朽管等の敷設替え
- (3) 構築物の更新、補強
- (4) 機械設備の更新、補強
- (5) 動力源の確保

3 応急復旧体制の強化

被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を把握するとともに、施設管理図書を複数箇所保存・整備する。

4 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害時必要な復旧用資機材を把握し、調達、備蓄により確保する。
- (2) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

5 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

6 協力応援体制の整備

施設の点検、復旧要員の確保を図るため、府及び他市町村間との協力応援体制を整備する。

第3 電力（関西電力株式会社岸和田営業所）

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- (2) 対策要員の動員体制を整備する。
- (3) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。
- (2) 災害対策用設備(移動用変圧器等)を整備する。
- (3) 災害対策車両(発電機車等)の配備増強を進める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

- (1) 復旧用資機材、要員について、電力会社相互の応援体制を整備する。
- (2) 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、他電力会社との電力融通体制を確保する。

第4 ガス（大阪ガス株式会社南部導管部）

災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- (2) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。
 - ア 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
 - イ 基準値以上の揺れを感知すると自動的に一般家庭及び業務用の都市ガス供給を停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- (3) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。
- (4) 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
- (5) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。
- (6) ガス管の漏洩箇所特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。
- (7) 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。
- (2) 緊急時通信機器の整備充実に努める。
- (3) 消火・防火設備の整備充実に努める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

第5 電気通信（西日本電信電話株式会社大阪支店等）

災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等につい

て計画に基づき確立し、運用する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
- (2) 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
- (3) 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- (4) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
- (5) 非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

3 防災訓練の実施

防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。

- (1) 災害予報及び警報の伝達
- (2) 非常招集
- (3) 災害時における通信疎通確保
- (4) 各種災害対策機器の操作
- (5) 電気通信設備等の災害応急復旧
- (6) 消防及び水防
- (7) 避難及び救護

4 協力応援体制の整備

(1) 他の事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

(2) グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

第6 住民への広報

ライフラインに関わる事業者は、災害時の対応について広報活動を実施し、需要家の意識の向上を図る。

- 1 市は、節水及び飲料水等の備蓄の重要性並びに水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について、平素より広報する。
- 2 関西電力株式会社並びに大阪ガス株式会社は、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。
- 3 西日本電信電話株式会社等は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する。